

プレス事業場における リスクアセスメントのすすめ方

中小規模事業場への導入を目指して

1 みなさんの事業場でリスクアセスメントを始めてみませんか。

職場では多種多様な作業が行われており、その実態や特性を的確にとらえた安全衛生対策が、今、必要になってきています。労働災害防止のために事業者が講すべき措置義務については、従前から労働安全衛生法により定められていますが、これらは罰則をもって守ることを強制されている最低の基準であり、これを守っているだけでは個々の事業場の安全衛生対策として万全ではありません。

それでは、具体的に何をしたら良いのか？ その答の一つがリスクアセスメントです。これは職場にある様々な危険の芽（リスク）を見つけ出し、それにより起こることが予測される労働災害の重大さからリスクの大きさを見積もり、大きいものから順に対策を講じていく手法です。

わが国におけるプレス機械による災害発生状況は、表1のとおり年間1,000人を超す人達が被災しており、平成12年からのプレス機械の稼動台数は減少傾向にありますが、災害の発生件数（被災者数）は平成15年から増加傾向に転じています。今こそ、リスクアセスメントを導入し、安心して働く職場を作りましょう！平成17年10月、労働安全衛生法が改正され、機械等の危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の実施が努力義務化されました（平成18年4月1日施行）。

表1 プレス機械による災害発生状況（被災者数 単位人 休業4日以上）

年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
被災者数	1,407	1,119	1,039	1,116	1,121
死 亡 者	3	3	4	0	3
稼動台数	261,349	254,230	244,821	233,988	231,311

死傷病報告（厚生労働省）及び動力プレス機械特定自主検査済標章用紙の発行数（中央労働災害防止協会）



厚生労働省・都道府県労働局
労 働 基 準 監 督 署